

兵庫県高等学校体育連盟卓球専門部規程

平成12年10月12日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成24年3月1日一部改正
平成25年3月4日一部改正
平成26年3月31日一部改正
平成28年3月31日一部改正
平成29年3月31日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和4年3月31日一部改正
令和5年3月31日一部改正
令和6年3月31日一部改正

第1条 規約第14条により次の規程を定める。

- 1 大会開催基準規程(出場数)
- 2 大会運営規程
 - (1)組み合わせ
 - (2)競技運営要項
- 3 表彰規程
- 4 慶弔規程

第2条 この規程は毎年、次の手順で検討して改正する。

- ①県総体抽選会の理事会から県新人大会抽選会の理事会に発案される。
- ②兵庫県選手権抽選会の理事会までの検討により次年度の規程を決定する。

第3条 この規程は平成7年10月1日より施行する。

1 大会開催基準規程(出場数)

第1条 兵庫県高等学校総合体育大会卓球競技の参加数は次のように規定する。

①学校対抗

前年度地区学校登録数の2分の1(小数以下4捨5入)、但し最低は4校とする。

②シングルス

前年度地区学校登録数の3分の1(小数以下4捨5入)、但し最低は4人とする。

他に、男女とも前年度に下記の戦績をあげた選手は、別枠で出場できる。

- ・全日本ジュニアに出場
- ・県新人戦シングルスでベスト16
- ・兵庫県選手権ジュニアでベスト32
- ・全国中学校体育大会(シングルの部)に出場
- ・国民スポーツ大会に出場(ブロック大会も含む)
- ・兵庫県選手権ジュニアのベスト32決定戦で高体連に加盟していない選手に負けた者

③ダブルス

②の数+1(但し、前年度地区学校登録数が10校以下の場合4組とする。)

他に、男女とも前年度に下記の戦績をあげた者同士のペアは、別枠で出場できる。

- ・県新人大会のダブルスでベスト16
- ・1年生で全国中学校体育大会(シングルの部)あるいは全日本ジュニアに出場、国民スポーツ大会に出場(ブロック大会も含む)

第2条 兵庫県高等学校新人卓球大会

①学校対抗

本年度地区学校登録数の3分の1(小数以下4捨5入)。

但し、最低は4校とする。

②シングルス

①のチーム数に同じ。

但し最低は4人とする。

他に、男女とも本年度に下記の戦績をあげた選手は、別枠で出場できる。

- ・県高等学校総合体育大会ベスト16
- ・国民スポーツ大会県予選会少年の部ベスト32
- ・全日本卓球選手権ジュニアの部県1次予選会ベスト32
- ・国民スポーツ大会県予選会少年の部または全日本卓球選手権ジュニアの部県1次予選会のベスト32決定戦で高体連に加盟していない選手に負けた者

③ダブルス

①のチーム数+1(但し、本年度地区学校登録数が10校以下の場合4組とする。)

枠外 県総合体育大会ベスト16、

但しペアの変更は含まないが、ベスト16に入った者同士の組み替えは、認める。

第3条 国民スポーツ大会卓球競技兵庫県予選会(令和元年度改訂)

各地区の高校生の参加数(男女の内訳は地区に一任する)

参加数(522人)の算出方法は、各地区15名の割り当てをし、残り的人数を前年度の登録者数を元に配分する。

参加資格 イ. 兵庫県高体連卓球部の加盟校の生徒で兵庫県卓球協会に加盟している者

ロ. 日本国籍を有しないものであっても出場できる

ハ. 中学3年生で前年度県中学新人大会ベスト16に入った者、前年度全日本選手権ジュニアの部本戦出場者、前年度全国中学校体育大会シングルス出場者およびエリートアカデミーに在籍する者も出場できる。ただし、前年度県中学新人大会に上位大会・合宿(U15など)等のため出場できなかった選手については、協議し決定する。

ニ. 一般男女の部の予選には出場できない

2 大会運営規程

(1) 組み合わせ(シード規程)

第1条 規約第3条①②の大会の組み合わせ(プログラム編成)は、指名された理事を委員長とする委員会において、この規程に従って作業しなければならない。

第2条 委員会は各地区から選ばれた代表によって構成される。

第3条 兵庫県高等学校総合体育大会の組み合わせは次のように規定する。

①学校対抗の部

(1)シードの規模 ベスト12校をシードする。

(2)シード決定、抽選の順序

前年度県新人大会の結果より、以下の各校をシードとする。

1)優勝校を第1シードとする。

2)準優勝校を第2シードとする。

3)優勝校に負けたベスト4校は第3シード。

4)準優勝校に負けたベスト4校は第4シード。

5)優勝校に負けたベスト8校は第5シード。

6)準優勝校に負けたベスト8校は第6シード。

7)ランク3位校に負けたベスト8校は第7シード。

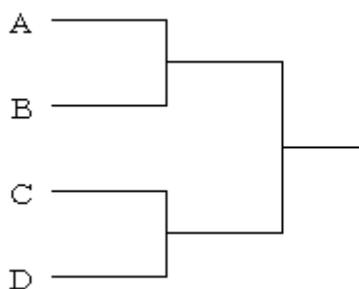
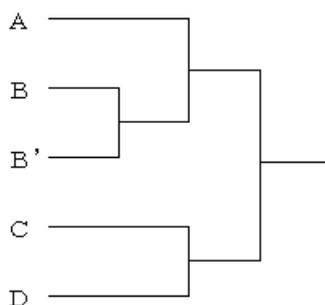
8)ランク4位校に負けたベスト8校は第8シード。

9)ベスト16校で、ベスト4の学校に負けた場合は、ベスト8シード側に抽選で入る。(ただし、8校以内の地区同士が対戦する場合で配慮できる場合は配慮する。)

10)前年度県新人大会のベスト16校で、ベスト8の学校に負けた場合は、以下のフリーの抽選に入る。

11)電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内での抽選を行う。ただし、上記ベスト12にシードされていない学校で、地区優勝した場合は9～12シードと対戦するブロックに抽選で入れることとする。

12)各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは以下の通りとする。



シードAが4シードの場合

B, B', C, Dがパッキン

シードAが8シードの場合

B, B' がパッキン

パッキンのランク(低い順)

①4シードの下 ②8シードの下

③4シードの下の追加分(CとD)

13)シードに空きが生じた場合は、原則として、委員会で検討しシード順を繰り上げる。

14)原則として、シードに関しては同一地区は考慮しない。

②シングルス

(1) シード規模

- 1) ポイント制により委員会で決定した 16 番目までの選手をシードする。ただし、16 番目に複数の選手が同じポイントで並んだ場合は、シード枠を増やす。
- 2) 各地区予選でベスト 4 以上の選手から上位 1 名をシードする。

(2) シード決定、抽選の順序

- 1) シードの決定は、以下の 2),3)の基準をもとに、ポイント制とする。ただし、各大会を高体連が認める国際大会等で欠場した選手はシードのポイントを配慮する。また、全日本ジュニアに推薦で出場した選手は 12 ポイントを与える。
- 2) 前年度の国スポ県予選少年の部、全日本選手権ジュニアの部県 1 次予選会、県新人のシングルスにおいて、1 位は 10、2 位は 6、ベスト 4 は 4、ベスト 8 は 2、ベスト 16 は 1 とする。また、県外より入学および転編入した選手に関しては、県内の選手に準じ実績をもとに委員会で検討する。
- 3) 前年度の全国高校総体および全日本ジュニアのシングルスにおいて、ベスト 16 以上に入った選手には 20 を、前年度の近畿総体および近畿新人のシングルスにおいて、ベスト 4 は 10、ベスト 8 は 5 を与える。また、1 年生に関しては、前年度の全国中学校体育大会のシングルスにおいて、出場した選手には 2 を、ベスト 16 以上に入った選手にはさらに 8 を与える。
- 4) シードに関しては、同一校を極力考慮する。
- 5) 電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内で同一校を振り分け、抽選で選手を決定する。各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは学校対抗に準じる。

③ダブルス

(1) シード規模

- 1) ポイント制により委員会で決定した 16 番目までのペアをシードする。ただし、16 番目に複数のペアが同じポイントで並んだ場合は、シード枠を増やす。
- 2) 各地区予選でベスト 4 以上のペアから上位 1 ペアをシードする。

(2) シード決定、抽選の順序

- 1) シードの決定は、以下の 2),3)の基準をもとに、ポイント制とする。ポイントは選手個人に与えるものとし、合計点をペアのポイントとする。ペアのポイントが同一ポイントの場合は、シングルのポイントなども考慮しながら委員会でシードのランクを決定する。ただし、各大会を高体連が認める国際大会等で欠場した選手はシードのポイントを配慮する。
- 2) 前年度の県総体、県新人のダブルスにおいて、1 位は 5、2 位は 4、ベスト 4 は 3、ベスト 8 は 2、ベスト 16 は 1 を両選手に与える。また、県外より転編入した選手に関しては、県内の選手に準じ実績をもとに委員会で検討する。
- 3) 前年度の全国高校総体のダブルスにおいて、ベスト 16 以上に入った両選手には 10 を、前年度の近畿総体および近畿新人のダブルスにおいて、ベスト 4 は 5、ベスト 8 は 2 を両選手に与える。また、1 年生に関しては、前年度の全国中学校体育大会、全日本ジュニアのシングルスにおいて、両方もしくは一方に出場した選手には 2 を、ベスト 16 以上に入った選手にはさらに 3 を与える。
- 4) シードに関しては、同一校を極力考慮する。
- 5) 電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内で同一校を振り分け、抽選で選手を決定する。各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは学校対抗に準じる。

第4条 兵庫県高等学校卓球新人大会の組み合わせは次のように規定する。

①学校対抗の部

(1)シードの規模 ベスト16校をシードする。

(2)シード決定、抽選の順序

シードは県総体の成績で地区に与えるものとする。

- 1) 県総体の優勝校地区の地区予選優勝校を第1シードとする。
- 2) 県総体の準優勝地区を第2シードとする。
- 3) 県総体の準決勝で優勝校に負けた地区は第3シード。
- 4) 県総体の準決勝で準優勝校に負けた地区は第4シード。
- 5) 県総体のベスト8校で、優勝校に負けた地区は第5シード。
- 6) 県総体のベスト8校で、準優勝校に負けた地区は第6シード。
- 7) 県総体のベスト8校で、3位校に負けた地区は第7シード。
- 8) 県総体のベスト8校で、4位校に負けた地区は第8シード。
第1シードより第8シードの順に地区予選成績順に入れる。
- 9) ベスト16校のシードは、県総体のベスト16に入った地区が、抽選でベスト16のシードを決定する。
- 10) ベスト16のシードは、地区予選成績順で第9シードより順に入れていくが、近畿新人のシード権を持つ学校については考慮する場合もある。
- 11) 電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内での抽選を行う。
- 12) 各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは兵庫県総合体育大会卓球競技の部、学校対抗に準じる。
- 13) シードに空きが生じた場合は、原則として、委員会で検討しシード順を繰り上げる。
- 14) 原則として、シードに関しては同一地区は考慮しない。
(申し合わせ：4校出場地区は8入りでは対戦しない)

②シングルス

(1)シード規模

1) ポイント制により委員会で決定した16番目までの選手をシードする。ただし、16番目に複数の選手が同じポイントで並んだ場合は、シード枠を増やす。

2) 各地区上位1名をシードする。

(2)シード決定、抽選の順序

- 1) シードの決定は、以下の2), 3)の基準をもとに、ポイント制とする。ただし、各大会を高体連が認める国際大会等で欠場した選手はシードのポイントを配慮する。また、全日本ジュニアに推薦で出場した選手は12ポイントを与える。
- 2) 今年度の県総体、国スポ県予選少年の部、全日本選手権ジュニアの部県1次予選会のシングルスにおいて、1位は10、2位は6、ベスト4は4、ベスト8は2、ベスト16は1とする。また、県外より転編入した選手に関しては、県内の選手に準じ実績をもとに委員会で検討する。
- 3) 今年度の全国高校総体において、ベスト16以上に入った選手には20を、今年度の近畿総体のシングルスにおいて、ベスト4は10、ベスト8は5を与える。
- 4) シードに関しては、同一校を極力考慮する。
- 5) 電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内で同一校を振り分け、抽選で選手を決定する。各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは学校対抗に準じる。
- 6) シードに空きが生じた場合は、委員会で検討しシード順を繰り上げ、ベスト16までは必ずシードを埋める。
(申し合わせ：パッキンを入れる際、同一校対戦が直ぐに出るような場合は、パッキンの順を地区と相談する。)

③ダブルス

(1)シード規模

- 1)ポイント制により委員会で決定したペアをシードする。
- 2)各地区上位1ペアをシードする。

(2)シード決定、抽選の順序

- 1)シードの決定は、以下の2),3)の基準をもとに、ポイント制とする。ポイントは選手個人に与えるものとし、合計点をペアのポイントとする。ペアのポイントが同一ポイントの場合は、シングルスのポイントなども考慮しながら委員会でシードのランクを決定する。ただし、各大会を高体連が認める国際大会等で欠場した選手はシードのポイントを配慮する。
- 2)今年度の県総体のダブルスにおいて1位は5、2位は4、ベスト4は3、ベスト8は2、ベスト16は1を両選手に与える。また、県外より転編入した選手に関しては、県内の選手に準じ実績をもとに委員会で検討する。
- 3)今年度の全国高校総体のダブルスにおいてベスト16以上に入った両選手には10を、今年度の近畿総体のダブルスにおいてベスト4は5、ベスト8は2を両選手に与える。
- 4)シードに関しては同一校を極力考慮する。
- 5)電算機によるドロー抽選で地区を決定し、その地区内で同一校を振り分け、抽選で選手を決定する。各地区の予選結果を基にしてパッキンを埋める。このパッキンは学校対抗に準じる。
- 6)シードに空きが生じた場合は委員会で検討しシード順を繰り上げ、ベスト8までは必ずシードを埋める。

第5条 国民スポーツ大会少年の部県予選会の組み合わせは次のように規定する。

(1)シードの規模 ベスト16をシードする。

(2)シード決定、抽選の順序

- 1)シードの決定は、前年度の全日本ジュニア県1次予選、新人大会、今年度の県総体におけるシングルスのポイントを基にすることを原則として、シード会議で決定する。ポイントは1位は10、2位は6、ベスト4は4、ベスト8は2、ベスト16は1とする。ただし、総体のポイントは2倍する。
- 2)シードに関しては、同一校を極力考慮する。
- 3)シードを決める段階で抽選もれの選手は17シード以降の場所に優先的に入れる。
- 4)電算機によるドロー抽選で地区を決定し、その地区内に各地区代表者が選手を入れていく。

第6条 全日本卓球選手権ジュニアの部兵庫県1次予選会の組み合わせは次のように規定する。

(1)シードの規模 ベスト16とする。

(2)シード決定、抽選の順序

1)シードの決定順序は

①前年度の全日本選手権ジュニアの部の本戦出場者

②前年度のジュニア県1次予選会、県総体の成績、国民スポーツ大会少年の部県予選会、中学校大会、その他全国大会等の資料を参考に、委員会で検討し、委員会でシード順を決定する。

2)シードに関しては、同一校を極力考慮する。

(申し合わせ：同じ中学と高校は同一校として考慮する。)

3)電算機によるドロー抽選で地区を決定し、その地区内に各地区代表者が選手を入れていく。

第7条 全日本卓球選手権ジュニアの部兵庫県最終選考会の組み合わせは次のように規定する。

(1) シードの規模 ベスト16とする。

(2) シード決定、抽選の順序

- 1) シードの決定は全日本選手権ジュニアの部兵庫県1次予選会の結果より、同一校対戦を考慮しシードする。なお、同じ中学と高校は同一校として考慮する。
- 2) 残りも同一校対戦を考慮しながら抽選する。

第8条 兵庫県選手権ジュニアの部の組み合わせは次のように規定する。

(1) シードの規模 ベスト16とする。

(2) シード決定、抽選の順序

1) ①県新人ベスト16

②全日本ジュニア1次予選ベスト16 (県総体順位決定戦、国スポ予選で差はつける)

③全日本ジュニア1次予選ベスト32 (県総体順位決定戦、国スポ予選で差はつける)

④国スポ予選32

2) シードに関しては、学校バランスを考慮する。

3) シードを決める段階で抽選もれの選手は17シード以降の場所に優先的に入れる。

4) 電算機によるドロー抽選で、地区を決定し、その地区内に各地区代表者が選手を入れていく。

第9条 この規程は平成7年10月1日より施行する。

(2) 競技運営要項

第1条 競技運営を円滑に進めるために、次の競技役員を置き、それぞれの業務を司る。

競技運営委員長	大会運営全般	競技運営副委員長	大会運営全般補佐
審判長	審判上の最終決定	副審判長	審判長補佐
進行委員長	競技の進行全般	強化委員長	選手強化全般
式典委員長	開閉会式・表彰式	渉外委員長	各種渉外全般
記録委員長	記録の整理、報告	会場委員長	会場に関する全般
報道委員長	報道に関する全般	総務委員長	組合せ全般
総務	各役職の補佐		

第2条 競技進行上の手順

①学校対抗の場合

- 1) 競技場に入場後、監督・選手が整列し、プログラムで番号の小さい学校の主将がオーダーを紹介し、挨拶を交わす。
- 2) ベンチには顧問(監督)1名と選手8名が入れるものとする。
複数のコートを使用する場合は、1コートにつき1名増やしてベンチに入れてもよい。
- 3) 試合終了後は、挨拶を交わし速やかに退場する。
この際、相手学校の顧問には挨拶に行かないこと。

②個人戦の場合

ベスト8決定戦以降の試合(順位決定戦を含む)から有資格者1名がベンチに入りアドバイスすることができる。

「有資格者」とは、県総体、県新人、選抜2部予選においてはプログラムに登録されている(事前に届け出されている)顧問・外部コーチのうち1名および選手である。

国スポ県予選、全日本ジュニア県予選においては、資格は問わずベンチに入る前に進行席に連絡した者である。また、国スポ、全日本ジュニアについては一人で同時に2台の掛け持ちができる。

第3条 高体連特別ルールについて

- ①ゼッケンについてはたて20cm×よこ25cmの布に、ほぼ3等分して最上部に選手名・中央部に県名・最下部に学校名を明記したものおよび「日本卓球協会」発行のものとする。
- ②学校対抗でアドバイスできる者は、ベンチにいる監督・選手のみとする。
- ③監督は、必ず当該校の顧問または認められた外部コーチであること。

第4条 この規程は平成7年10月1日より施行する。

(3)代表選考規程

第1条 全国高等学校総合体育大会(インターハイ)

- ①学校対抗(1校)優勝校。
- ②シングルス(男子6名、女子7名)
5名～7名については、原則として本大会の組み合わせに従って試合を行う。6名の場合、同一校が一方に片寄る場合は、抽選で左右に振り分ける。
- ③ダブルス(男3組、女4組)
大会の組み合わせ通りに試合を行い、3位決定戦を行い代表を決定する。

第2条 近畿大会(夏季大会)

- ①学校対抗(8校)開催地府県は+1
- ②シングルス(男女各16名)開催地府県は+4
- ③ダブルス(男女各16組)開催地府県は+4
代表決定戦を行う場合、個人戦については学校バランスを考慮して新たに抽選した上、決定戦を行う。
ただし推薦の場合もあるものとする。

第3条 近畿新人大会(全国選抜大会近畿予選会)

- ①学校対抗(8校)開催地府県は+1
- ②シングルス(男女各8名)開催地府県は+2
- ③ダブルス(男女各8組)開催地府県は+2
代表決定戦を行う場合、個人戦については学校バランスを考慮して新たに抽選した上、決定戦を行う。
ただし推薦の場合もあるものとする。

第4条 国民スポーツ大会(少年男女各3名)

- 1)大会の組み合わせに準じて決勝まで行う。
- 2)優勝者1名を第1代表とする。
- 3)第2, 3代表者は、選考委員会を開き原則としてベスト8の選手の中から推薦選出する。ただし、代表決定戦を行う場合もある。
- 4)近畿予選を経ず、本大会に出場できる場合は原則として3位決定戦を行い、上位3名を代表とする。
- 5)予備登録選手は、原則としてベスト8の選手から推薦選出する。ただし、原則高校2年生以下とする。

第5条 全日本卓球選手権ジュニアの部最終選考会(男女各8名)

- 1)大会の組み合わせで決勝まで行う。
- 2)5名～7名の場合は、原則として本大会の組み合わせに従って試合を行う。6名の場合、同一校が一方に片寄る場合は、抽選で左右に振り分ける。

第6条 全国高等学校選抜卓球大会 シングルス部

1) 次の条件に基づき予選会を実施し、男女各1名を決定する。

・当該年度の県総体、国スポ県予選、全日本ジュニア県1次予選、県新人大会のシングルスでベスト32に入った者

ただし、以下の条件を満たさないこと。

① 県新人大会学校対抗1、2位の学校及び全国高等学校選抜卓球大会への出場権を有する学校。

② 過去において次の大会に出場あるいはエントリーした者。

ア 全国高等学校選抜卓球大会（学校対抗・シングルス）

イ 全国高等学校総合体育大会卓球競技（学校対抗・個人戦）

ウ 国民スポーツ大会（国民体育大会）

エ 全日本卓球選手権大会（一般・ジュニア・ダブルス）

第7条 本規程は平成7年10月1日より施行する。

3 表彰規程

第1条 規約12条により役員・学校・監督の表彰を次のように定める。

第2条 役員、学校、監督として県高等学校卓球競技の振興に貢献し、その功績顕著なる者(功労者)の栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第3条 被表彰者(校)の選考基準は次の通りとする。

①役員・評議員として10年以上在任した者が退職・退任するとき。

②県高校総体・県新人卓球大会の学校対抗においてそれぞれ5年連続優勝した学校・監督。

第4条 被表彰者の決定は推薦された者について理事会で行う。

第5条 表彰は次年度の総合体育大会時に行う。

第6条 表彰は賞状および記念品を授与する。

第7条 この規程は平成7年10月1日より施行する。

4 慶弔規程

第1条 規約第13条により本部の役員・理事等および選手の慶弔について次の規定を定める。

第2条 死亡した場合

①役員・理事等 弔慰金として2万円と楯を贈る。

②役員・理事の親族 弔慰金として1万円と楯を贈る。

③選手 県が主催する大会、強化合宿参加の場合は弔慰金として1万円を贈る。

第3条 この規程による贈与に対しての返礼はしないものとする。

第4条 この規程は平成7年10月1日より施行する。